



はーと なび



社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階

2014年2月18日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

介護保険制度改定

介護予防給付・地域支援事業の見直しへ

予防給付（訪問介護・通所介護）は地域支援事業に移行

■予防給付（訪問介護・通所介護）は保険給付から市町村事業（地域支援事業）へ移行

厚生労働省は来年4月の介護保険制度改定において、要支援者に対する介護予防給付サービスの一部（訪問介護・通所介護）を市町村が行う地域支援事業に移行することを予定しています。

介護予防給付（訪問介護・通所介護）が組み込まれる地域支援事業とは、市町村が介護予防事業を中心に、地域の高齢者が可能な限り地域で日常生活を営むことを目的に行う高齢者への支援事業です。

地域支援事業の特徴は、実施主体が市町村である点です。そのため、他の保険給付サービスと異なる点がいくつかあります。まず、市町村が地域の高齢者のニーズや特性に応じて実施する事業であるため、事業内容への独自性が認められています。そのほかにも市町村の判断により事業をNPO等に委託す

ることが出来るほか、利用料も独自に定めることが出来ます（下図参照）。

厚生労働省ではこの予防給付の地域支援事業移行によって、市町村が地域の実情に応じた柔軟な取り組みをことになり、より効果的な介護予防サービスが提供されるようになるとしています。

■すべての市町村が平成 29 年4月までに新しい「総合事業」を開始

介護予防給付の地域支援事業への移行とともに予定されているのが、地域支援事業の見直しです。市町村は平成 29 年 4 月までに、予防給付サービスの移行に対応した地域支援事業として「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を開始することになります。

地域支援事業への移行イメージ

	予防給付	地域支援事業
事業者	介護サービス事業者	介護サービス事業者、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等
料金	全国一律	市町村の判断で地域の実情に合わせた単価
サービス	全国一律	市町村の判断で地域の実情に合わせたサービスの種類・内容・運営基準

予防給付・地域支援事業の見直し要点

- 介護予防給付（訪問介護・通所介護）は、地域支援事業の形式に移行させる。平成 29 年度末までにすべての事業移行を完了させる。
- 訪問看護等は引き続き予防給付によるサービス提供を継続する。
- 予防給付見直しと同時に、地域支援事業の充実をはかる。

「総合事業」は、要支援者と要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる高齢者（特定高齢者）を利用対象者とする訪問型・通所型サービス等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」の2つの事業から成っています（下図参照）。

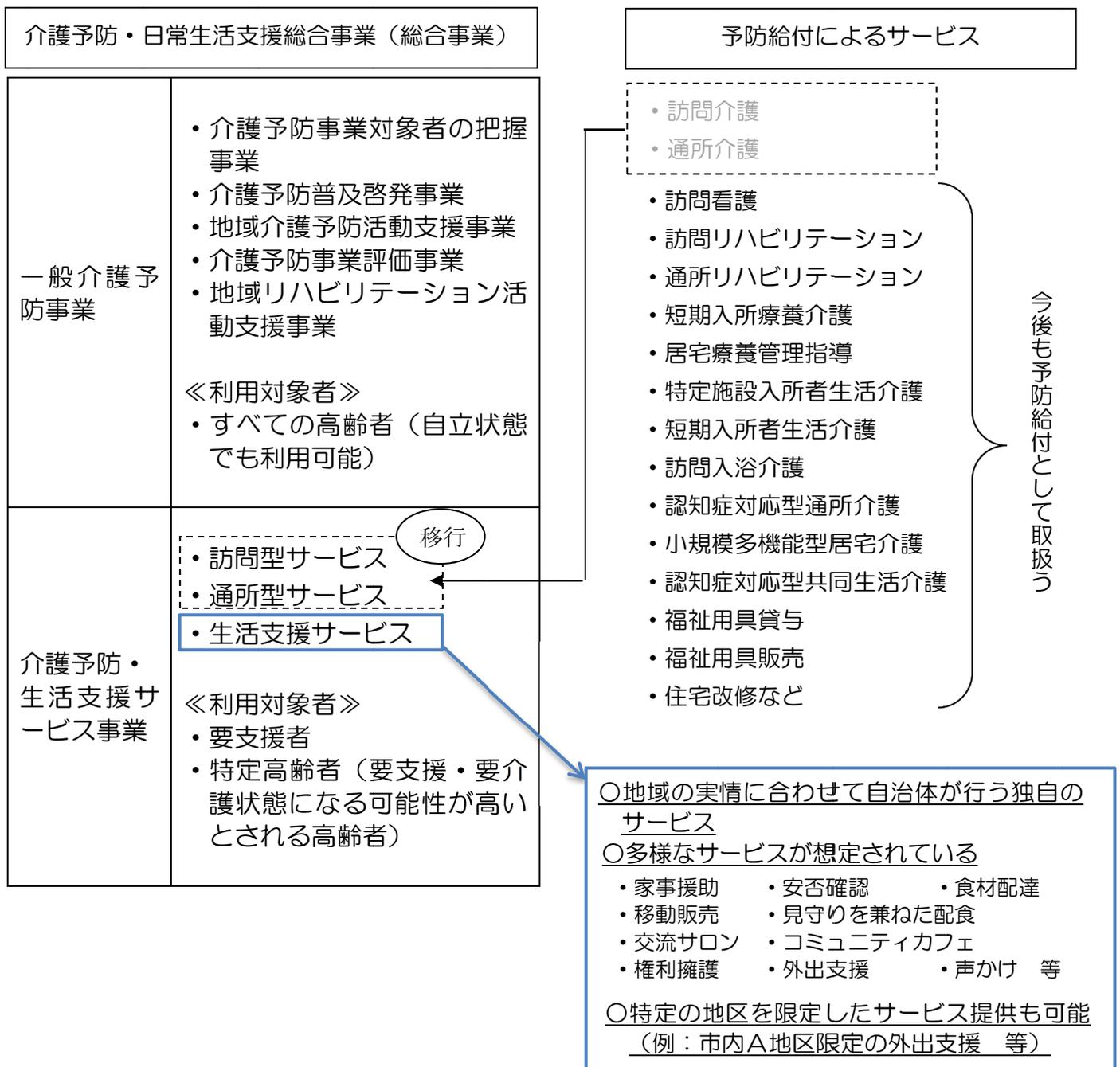
今後要支援者の方は、ケアプラン作成を経たのち、総合事業によるサービス（訪問型・通所型サービス等）と予防給付によるサービスを組み合わせて利用することになります。

なお、総合事業のみを利用する場合は、介護認定は不要です。ただし、“特定高齢者”に該当しない高齢者は「介護予防・生活支援サービス事業」を利用することはできません。

■外出支援は「生活支援サービス」のなかに位置づけ

総合事業の中でも、厚生労働省が市町村に対し拡充を求めているのが「介護予防・生活支援サービス事業」です。なかでも、その地域のニーズに合った多様なサービスを行うことができるかとされている「生活支援サービス」は、各市町村が最も独自性を発揮することが可能なサービスであることから、特に充実・強化が期待されています（下図参照）。

なお、通院送迎に関係の深い外出支援は、厚生労働省の提示資料のなかで「生活支援サービス」に位置づけられています。



■割れる評価 地域間格差を懸念・サービス多様化を歓迎

介護予防給付・地域支援事業の見直しはどのような効果をもたらすのでしょうか。まず良い影響として考えられるのは、地域の実情に合わせた多様なサービスが実施されるようになるという点です。他方、サービスの実施主体が市町村となることにより、サービスの質・内容に地域間格差が出ることを懸念する専門家もいます（下表参照）。

予防給付・地域支援事業見直しの影響予想

良い影響	○ボランティア、NPO、協同組合等の地域資源が有効活用される ○従来の保険給付には無いような多様なサービスが実施されるようになる（サービスの種類が増える）
悪い影響	×サービスの質・内容に地域間格差が出る ×既存の予防給付サービスが廃止になる ×既存の予防給付サービスについて、利用者負担が増える（料金値上げの可能性）

いずれにせよ、来年の制度改定は、今後、介護予防を中心とする高齢者へのサービス・支援が“市町村が中心”となっていくことを意味しています。市町村は整備基盤や住民ニーズとサービス資源のコーディネート業務など重要な業務を担うこととなり、改定が良い方向へはたらくかどうかは、それを市町村が主体的に担えるかどうかにかかっています。

よって、患者会にとっては市町村への働きかけが今まで以上に重要になります。

全腎協では、引き続き来年の改定に向け情報収集と加盟組織などへの情報発信に努めていきます。また、市町村腎友会など地域腎友会の取り組みがますます重要になってくることから、市町村での腎友会活動の重要性について啓発すると共に、地域の活動に参考となる事例などの提供が出来るよう通院介護対策委員会の中で、取り組んでいきます。

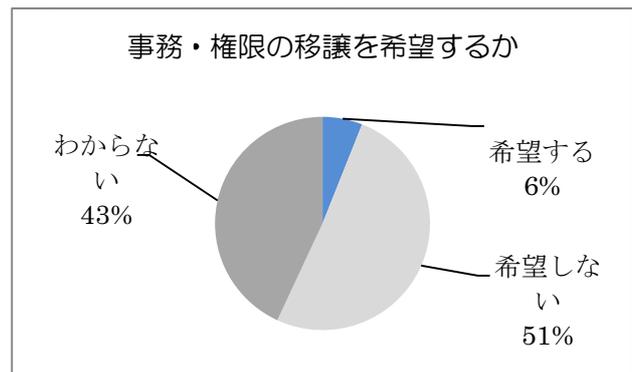


自家用有償旅客運送

事務・権限移譲「希望する」市町村は6%のみ 業務量・責任増大への懸念が主な理由か

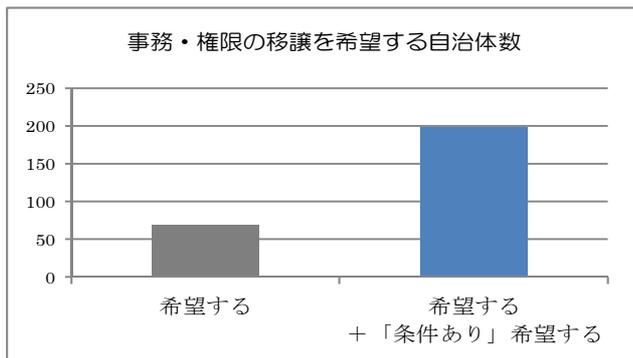
国土交通省が昨年全国の自家用有償旅客運送を実施している市区町村（1281市区町村）等を対象に行った、自家用有償旅客運送の事務・権限移譲に関する意向調査から、大多数の市区町村が権限移譲について「希望しない」「わからない」と回答していたことが明らかになりました。「希望する」と回答した市区町村は全体のわずか6%でした。

「希望しない」理由には、“専門的な知識をもつ人材を確保できない”“近年市町村への事務・権限移譲が増えており、財源や職員数も増えない状況下であり、業務量過多、職員疲弊の状況にあるため”等の対応困難のほか、“福祉有償運送は隣接する4市町村共の合議体（運営協議会）によって進められているため、当市のみ移譲を受けるわけにはい



同かない”等の現行制度とのミスマッチなどが挙げられています。「わからない」理由としては、“市として本格的な議論がなされていない”“具体的なメリット・デメリットが不明のため”などが挙げられています。ただし、「希望しない」と回答した自治体のなかでも約100市区町村が“地方の裁量拡大、国のバックアップ等の条件が付いた場合（条

件あり)”では移譲を希望すると回答しています（下図参照）。



このように、調査結果には事務・権限の移譲だけでは交通政策の範囲が広がらず、事務量と安全確保の責任だけが增大することを懸念する自治体の傾向がみられます。その傾向は移譲を「希望する」自治体のなかにもみられ、例えば、「希望する」自治体の55%が移譲受入れに「何らかの不安を感じる」と答えています。

そのほかにも、市町村有償運送と過疎地有償運送については移譲を希望するが、福祉有償運送は希望しないなど、運送の種類によって移譲を希望する／しないが分かれる自治体も複数ありました。その背景には、市町村有償運送・過疎地有償運送・福祉有償運送の担当部署が同一ではなく、それぞれ交通部門・福祉部門等に分かれていることが関係しているもようです。例えば、ある自治体では“福祉有償運送は福祉部門の担当だが、福祉部門は輸送の安全確保などについては対応できないと思われるため”福祉有償運送についてのみ「希望しない」と回答しています。通院送迎をはじめとする福祉と交通の総合的対策が求められる今日においても、いわゆる行政の“縦割り”が未だに残っていることが示唆されます。

「事務・権限の移譲等のあり方に関する意向調査」くわしくはこちらから：

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000054.html

《 追悼 》

通院介護センター「さわやか」相談役 江頭博幸さんのご冥福をお祈りします

1月14日、長年にわたり通院送迎活動に尽力されたNPO法人通院介護センター「さわやか」相談役の江頭博幸さんが亡くなりました。ご冥福をお祈りいたします。

■「通院送迎のパイオニアだった江頭さん」
(社)全国腎臓病協議会常務理事 金子智

全腎協が「透析患者が仲間の要介護者の通院を支援する事業」を提唱した後、江頭さんは、いち早く北九州市腎友会、行政、市議会、医療機関と連携し、通院介護センター「さわやか」を立ち上げられました。江頭さんの一連の取り組みが、後の通院送迎事業の立上げや通院送迎事業の運営に大きな影響を与えるなど、今日の通院送迎事業に多大なご貢献をされました。

私自身も長年にわたり、時にはやさしく、時には厳しく、全腎協が通院送迎事業にどのような姿勢で取り組まなければならないか、何度もご指導をいただきました。

江頭博幸さん本当に有難うございました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

～江頭博幸さん略歴～

平成 8 年 北九州市腎友会通院介護センター「さわやか」設立、会長就任

平成 15 年 特定非営利法人通院介護センター「さわやか」理事長就任

平成 17 年 特定非営利法人通院介護センター「さわやか」相談役就任

《事務局より》

■「ボランティア運転講習会助成金」の申請はお早めに！

本年度の「ボランティア運転講習会助成金」の申請期限は3月末です。申請が遅くなるほど助成金をお渡しできる時期も遅くなってしまいますので、申請はなるべく時間に余裕をもってお早めをお願いいたします。